

[事案 2021-277] 既払込保険料返還請求

・令和4年7月15日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成8年12月に契約した終身保険を平成23年11月に終身保険に転換したが、以下等の理由により、各契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成8年に、それ以前に契約していた養老保険よりも良い内容であると言われて契約し、募集人から、掛け捨ての保険であることの説明はなかった。
- (2)募集人は、仕事に支障をきたすほど何度も会社を訪問するなど、勧誘方法に問題があった。
- (3)平成28年4月に自殺未遂で入院した際、災害入院給付金が支払われなかったが、自殺の免責事由について、約款を用いて説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、解約返戻金額が記載されている設計書を用いて、預貯金とは異なる生命保険であることを説明している。
- (2)自殺の免責事由は、一般に募集人が説明すべき事項には当たらないが、契約時に交付したご契約のしおりに明記されている。
- (3)募集人は、申立人の仕事に支障をきたすような勧誘はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。